

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目 次	
規 則	ページ
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数の変更 (国保指導課)	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○地籍調査の事業計画の定め (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2

規 則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号中「津野町内」を「高岡郡津野町内」に改め、同項第3号中「禰原町大字太田戸347番地内」を「高岡郡禰原町太田戸347番地内」に改め、同項第4号中「津野町内」を「高岡郡津野町内」に改め、同条第2項及び第3項中「に規定する」を「に掲げる」に改める。
第5条中「又は」を「及び」に、「経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部四国支部」を「経済産業省中国四国産業保安監督部四国支部」に改める。
第14条ただし書中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。
第22条第3項の表中「生じる」を「生ずる」に、「遮へい措置」を「遮蔽措置」に、「遮へいする」を「遮蔽する」に、「第11条の規定に基づく森林施業計画の策定又は森林施業の実施に関

する市町との協定の締結による場合は、その」を「第10条の11の9第1項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定の締結又は同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の策定による場合は、その協定書又は計画書の」に、「木柵等」を「木柵等」に改める。

第28条第3項の表中「生じる」を「生ずる」に、「遮へい措置」を「遮蔽措置」に、「遮へいする」を「遮蔽する」に、「木柵等」を「木柵等」に改める。

第38条中「別に」を「知事が別に」に改める。

第45条中「適当と」を「適当であると」に改める。

別表第1中「次の1から3までに」を「次に」に、「次の1から2までに」を「次に」に、「次の1から4までに」を「次に」に改める。

別表第2の表中「50,000分の1」を「5万分の1」に、「第11条の規定に基づく森林施業計画書若しくは森林施業の実施に関する市町との協定書」を「第10条の11の9第1項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定書若しくは同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画書」に改める。

別表第3の表中「2人で」を「、2人で」に、「ブラックディスク（）」を「、ブラックディスク（）」に、「取り付けたもの」を「取り付けたものとする。以下同じ。」に、「設置したもの」を「設置したものとする。以下同じ。」に、「ブラックディスクの」を「ブラックディスクとの」に、「こぶし」を「拳くらい」に、「フルイ」を「フルイとする。以下同じ。」に、「砂や泥の場合には」を「砂又は泥の場合は」に、「次表」を「次の表」に、「と」を「とする（）」に、「満たすこと。」を「満たすこと。）。」に改める。

別記第1号様式中「法^{ほう}面^{めん}」を「法^{ほう}面^{めん}」に改める。

別記第8号様式中「第11条の規定に基づく森林施業計画書若しくは森林施業の実施に関する市町との協定書」を「第10条の11の9第1項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定書若しくは同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画書」に改める。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第341号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、高知県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数を次のとおり変更する。

平成25年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更後の委員の定数
 - (1) 国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師を代表する委員 14人
 - (2) 保険者を代表する委員 14人
 - (3) 公益を代表する委員 14人

2 変更年月日
平成25年6月1日

高知県告示第342号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町打井川字ナシノ木ダバ1616の21、1616の23、1616の25、1616の26、宇幸次郎1511の29、1511の30、1151の31
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第343号
国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市長浜及び仁井田の各一部	平成25年度中
室戸市	室戸市室戸岬町の一部	〃
安芸市	安芸市川北、畑山、黒鳥、西浜及び尾川の各一部並びに宝永町	〃
南国市	南国市中ノ川、滝本、奈路、笠ノ川及び比江の各一部	〃
土佐市	土佐市甲原、宇佐町宇佐及び宇佐町福島の各一部並びに宇佐町渭浜	〃

須崎市	須崎市神田、多ノ郷甲、須崎、池ノ内の各一部	〃
宿毛市	宿毛市山田の一部	〃
土佐清水市	土佐清水市宗呂下の一部	〃
四万十市	四万十市鍋島、竹島、有岡、中村大橋通三丁目、中村大橋通四丁目、中村大橋通六丁目、中村、中村羽生小路、右山元町一丁目、右山、大屋敷及び常六の各一部	〃
香南市	香南市夜須町手結山、夜須町出口及び夜須町西山の各一部	〃
香美市	香美市土佐山田町西又、香北町河野、香北町川ノ内、香北町有瀬及び物部町仙頭の各一部並びに物部町舞川	〃
東洋町	安芸郡東洋町野根及び甲浦の各一部	〃
奈半利町	安芸郡奈半利町池里の一部、三ツ目山及び丸山	〃
安田町	安芸郡安田町唐浜、安田、小川、日々入及び与床の各一部並びに別所	〃
北川村	安芸郡北川村平鍋及び島の各一部並びに二タ又	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃
芸西村	安芸郡芸西村久重及び和食の各一部	〃
本山町	長岡郡本山町沢ヶ内及び北山の各一部	〃
大豊町	長岡郡大豊町中村大王、北川及び久寿軒の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町南泉の一部及び宮古野	〃
いの町	吾川郡いの町神谷、中追、清水上	〃

	分、小川樅ノ木山、脇ノ山、大森及び長沢の各一部	
仁淀川町	吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町甲、乙、丙、永野及び川ノ内組の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町鎌井田桑藪、鎌井田田ノ浦、横島北、佐之国及び南ノ川の各一部	〃
日高村	高岡郡日高村下分及び本郷の各一部	〃
四万十町	高岡郡四万十町若井、若井川、天ノ川及び家地川の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町芳ノ澤及び樫ノ浦の各一部	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町下田の口、田野浦、出口、浮鞭、加持及び市野々川の各一部	〃
芸東森林組合	室戸市羽根町の一部	〃

高知県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成25年5月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
高岡郡中土佐町久礼		10.0	

字ヒノタノ前1786番1から高岡郡中土佐町久礼字ヒノタノ前1795番1まで	前	17.5	40
	後	10.0 11.5	40

高知県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成25年5月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神母木野市
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長（メートル）	供用開始年月日
香美市土佐山田町町田字測ヶ上へ456番1から香美市土佐山田町町田字堂ノ下タ376番まで	200	平成25年5月14日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第9号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成25年5月14日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 審査の種類、期日及び場所
 - (1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

 - ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
 - イ 普通自動車免許
 - ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動

二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
 (2) 審査の期日
 平成25年6月20日（木）及び21日（金）
 (3) 審査の場所
 吾川郡いの町枝川200番地
 高知県警察本部交通部運転免許センター
 2 審査の申請手続に関する事項
 (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
 (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格

技能検定に関する知識	令についての知識	基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成

		績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円）

イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線373）に問い合わせること。